

大阪府吹田市・摂津市基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

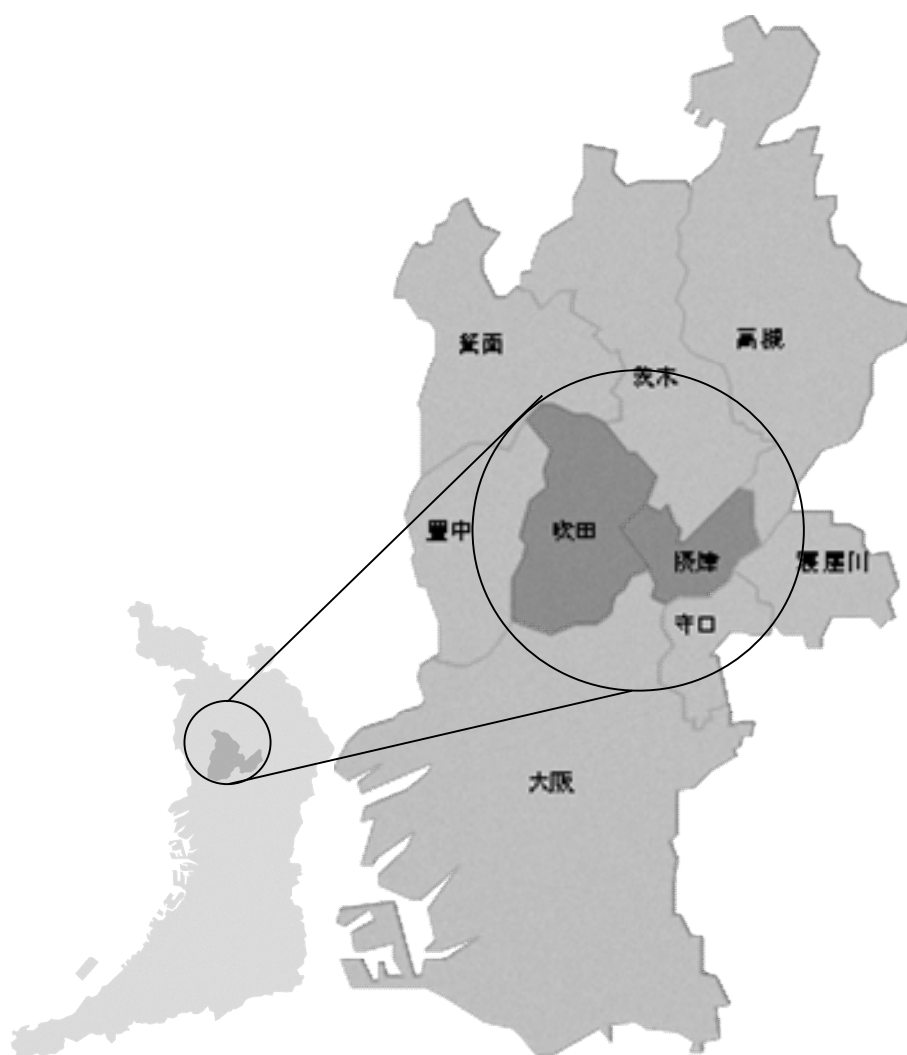
（1）促進区域

設定する区域は、令和5年4月1日現在における大阪府吹田市及び摂津市の行政区域とする。概ねの面積は5,096ヘクタール程度（吹田市及び摂津市面積）である。

なお、本促進区域は、環境省が選定した環境保全上重要な地域（淀川水系）を含むほか、国内希少野生動植物種の生育・生息域を含む可能性があるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

（地図）



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備、産業構造、人口分布の状況等）

（地理的条件）

吹田市は、大阪府の北西（北摂地域）に位置し、北部は、北摂山系を背景としたなだらかな千里丘陵が占め、南部は安威川、神崎川、淀川から運ばれた堆積物によって形成された平地が広がっており、南は大阪市、北は箕面市、西は豊中市、東は茨木市・摂津市に接している。

万博記念公園や千里ニュータウンに代表される、豊かな緑を持つ住宅都市という側面をもつ一方で、市域に位置する様々な交通機関により、新大阪駅や大阪国際空港へのアクセスも容易であり、優れた交通利便性を有している。

また、摂津市は、大阪府の北部、淀川の右岸に位置し、西は大阪市や吹田市、北は茨木市、東は高槻市、南は淀川をはさんで守口市や寝屋川市と接しており、古くから大阪と京都を結ぶ水陸交通の要所として重要な役割を担ってきた。

市域は東西 6km、南北 5km、面積が 14.87 平方キロメートルと、フラットな地形でコンパクトなまちの特徴を有している。

（産業構造）

吹田市・摂津市が位置する北摂地域は、ライフサイエンス関連機関が集積しており、ベンチャー企業等も多数立地している。研究人材の人口比率も全国トップレベルであるなど、ライフサイエンス産業に関するポテンシャルが高い地域である。

吹田市、摂津市にまたがる北大阪健康医療都市（以下「健都」という。）では、「健康・医療」をコンセプトとしたクラスター形成が進められており、その核となる機関として、国立研究開発法人 国立循環器病研究センター（以下「国循」という。）が令和元年 7 月から運用を開始している。また、企業等の集積地となる健都イノベーションパークには、「健康」の核となる、国立健康・栄養研究所（以下「健栄研」という。）が令和 5 年 3 月に移転完了した。

さらに、大阪都心部・うめきたに立地する、創薬などの支援機関等（国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）創薬戦略部西日本統括部、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）関西支部、関西広域連合医療機器相談窓口）とのアクセス利便性がよく、うめきた等と関西国際空港とのアクセス改善の実現により、海外市場とのアクセス利便性も大幅に向上した。

（交通インフラ）

吹田市及び摂津市には 20 の旅客駅が立地し、両市域から 10 km 圏内に位置する様々な交通機関により、大阪、京都、神戸などの関西主要都市だけでなく、東京をはじめとする国内主要都市へも素早いアクセスが可能である。本促進区域内にある健都の最寄り駅である JR 東海道本線「岸辺駅」は、大阪駅まで 12 分、新大阪駅まで 7 分、また、京都駅や三ノ宮駅にも 30 分前後でアクセスできる好立地となっている。

（人口の分布状況）

吹田市の人口は、385,567 人（令和 2 年国勢調査より。）であり、5 年前の 374,468 人（平成 27 年度国勢調査より。）から増加している。摂津市においては、87,456 人（令和 2 年

度国勢調査より。)であり、5年前の85,007人(平成27年度国勢調査より。)から増加している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

令和3年経済センサス活動調査によると、促進区域内における全事業所数のうち、医療・福祉に係る事業所数の占める割合は10.9%と、全国平均(9.26%)を上回っており、また、製造業における医薬品製造業の事業所数の占める割合は全国平均の約2倍となっているなど、ライフサイエンス分野におけるポテンシャルが高い地域である。

また、吹田市域においては、全産業における教育・学習支援業の付加価値額の割合が8.14%と、卸売業・小売業、医療・福祉に次いで高い比率を占めるなど、学術・研究分野の環境も整っていることが特徴である。

一方、摂津市は、工業地域が多くを占める産業のまちである。事業所数3,986のうち、製造業が650事業所と大きな割合を占めており、大手製薬企業をはじめとするライフサイエンス関連企業が立地している。

さらに、隣接する茨木地域においては、医療・ライフサイエンスの拠点となっている彩都ライフサイエンスパークを核とする彩都の開発が進むとともに大阪市内、うめきたに近い中之島においては、再生医療をはじめとする未来医療国際拠点が2024年に開業される予定である。

こうしたライフサイエンス分野におけるポテンシャルの高さを活かし、健康医療関連企業のさらなる集積を図る。

さらに、健都においては、「健康と医療」の核となる国循や健栄研が立地している。また、地域内に健康意識等の高い住民が居住しており、地元住民とも近接しているため、産学官民の連携が図りやすい地域である。

このことを活かし、健都における「健康と医療」をコンセプトとした医療クラスターの実現により、当該地域を循環器疾患分野の予防・医療・研究で世界をリードする地域に発展させ、高い経済波及効果を生み出すことをめざす。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	0円	479百万円	—

(算定根拠)

- ・計画期間において1件当たり平均72百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を5件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.33倍の波及効果を与え、促進区域で479百万円の付加価値を創出することをめざす。
- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、新規事業件数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 平均付加価値額	0 円	72 百万円	—
地域経済牽引事業の 新規事業件数	0 件	5 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、6,889 万円（大阪府の 1 事業所当たり平均付加価値額（令和 3 年経済センサス活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で 1%増加すること

②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で 1%増加すること

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①吹田市・摂津市の医療・健康関連等の産業集積を活用したライフサイエンス分野

(2) 選定の理由

①吹田市・摂津市の医療・健康関連等の産業集積を活用したライフサイエンス分野

本区域には、国循や国立大学法人 大阪大学（以下「大阪大学」という。）などのライフサイエンス関連機関が集積している。吹田市では、総事業所数における学術研究、専門・技術サービス業の事業所数の割合は、約 5.58%と、全国平均（4.88%）を上回っており、また、全従業者数における学術研究、専門・技術サービス業に従事する従業者数の割合が約 4.29%と、全国平均（3.67%）より高い。さらに、区域内の健都には、ライフサイエンスの拠点形成の核となる国循や健栄研が立地している上、うめきたにある創薬などの支援等機関（AMED、PMDA、関西広域連合医療機器相談窓口等）とのアクセス利便性が良好であるなど、ライフサイエンス分野の成長促進のための環境が整っている。

吹田市内の大学・研究機関においては、i P S細胞、がん治療や難病治療等の分野で高度な研究が行われており、吹田市域は、医薬品製造業が4事業所、医薬品・化粧品等卸売業が73事業所と、大阪府内でも事業所数の多い市域である。

また、摂津市は、工業地域が多くを占める産業のまちである。令和3年経済センサスをみると、事業所数は3,986事業所となっているが、卸売業・小売業の738事業所に次いで、製造業が650事業所と大きな割合を占めており、大手製薬企業をはじめとするライフサイエンス関連企業が立地している。

これら両市の状況を見ても分かるとおり、本地域は医療や科学的根拠に基づく先端的な健康関連産業等のライフサイエンス分野の成長促進にとって大きなポテンシャルをもっていると言える。

大阪府は、健康指標の多くが全国平均を下回るなど、これらライフサイエンス分野に対するニーズは増大、多様化し、大きな潜在的需要が見込まれる。当該地域は、高度なライフサイエンス機関が立地し、研究開発活動が進められ、多くの研究者、医師・看護師等が日々活動するとともに、地域住民の活動も医療・福祉分野が多いことから、当該分野での地域経済牽引事業の促進をはかることにより、ライフサイエンス分野の促進が期待できる。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かし各種分野における地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策等も併せて活用し、企業の新事業展開、成長分野への参入支援等の施策・事業や規制緩和等の取組みを推進する。

(2) 制度の整備に関する事項

①大阪府成長産業特別集積税制（大阪府）

吹田・摂津市内成長特区（国循、大阪大学吹田キャンパス、健都の一部）に進出し、成長産業事業計画の認定を受け、ライフサイエンス等に関する事業を行った場合、大阪府税（法人府民税、法人事業税及び不動産取得税）が最大ゼロとなる税優遇制度を実施。

②企業立地等促進奨励金（摂津市）

土地、建物及び償却資産にかかる固定資産税の $1/2$ 相当額（上限額：年度当たり 1 億円）を奨励金として、5 年度間交付する。

③吹田市成長産業特別集積税制（吹田市）

吹田市内成長特区（国循、大阪大学吹田キャンパス、健都の一部）に進出し、ライフサイエンス等に関する事業について、大阪府の成長産業事業計画の認定を受け、事業を行った場合、市税（法人市民税、固定資産税、都市計画税、事業所税）が最大ゼロとなる税優遇制度を実施。

④企業立地促進奨励金（吹田市）

対象地域内（大阪大学吹田キャンパス、健都の一部、江坂をはじめとする吹田市西部・南部地域）において、バイオ・ライフサイエンス関連産業又はイノベーション関連産業の事業者が対象となる事業所の新設又は拡張を行った場合、事業者に対し、土地、建物及び償却資産にかかる固定資産税の $1/2$ 相当額（上限額：年度当たり 1 億円）を奨励金として、5 年度間交付する。

⑤地元企業等共同研究開発事業補助金（吹田市）

吹田市産業振興条例に基づき制定された、吹田市内に本社を置く事業者が他の事業者や大学等と共同で行う新製品や新技術の研究開発事業を支援する補助金事業。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①公共データの公開、利活用の促進

「大阪オープンデータサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

②健栄研が保有するデータの公開

健栄研が保有している情報を公開し、積極的に活用できるように調整を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、吹田市都市魅力部地域経済振興室内、摂津市生活環境部産業振興課内を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

大阪府では、ライフサイエンス分野において、設備投資支援等による事業環境の整備、新製品・サービス開発や新規参入、販路開拓、地域活性化プロジェクト等の支援に取り組んでいくことを検討している。

また、府内の 3 拠点（彩都・健都・中之島未来医療国際拠点）の形成に加え、府内のライフサイエンス関連企業等のビジネス展開支援として、海外企業等との事業マッチングや商談会も行っている。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度 (最終年度)
①大阪府成長産業特別集積税制（大阪府）	実施 →				
②企業立地等促進奨励金（摂津市）	実施 →				
③吹田市成長産業特別集積税制（吹田市）	実施 →				
④企業立地促進奨励金（吹田市）	実施 →				
⑤地元企業等共同研究開発事業補助金（吹田市）	実施 →				
①公共データ	実施 →				

の公開、利活用の促進					
② 健栄研が保有するデータの公開	実施				
事業者の対応窓口	運用				
その他の事業環境整備に関する事項	検討・実施				

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくため、健栄研、基盤研、吹田商工会議所、摂津市商工会、健都共創推進機構などの支援機関が、十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。そのため、これらの関係支援機関に働きかけ、理解醸成や連携関係の構築等に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 国立健康・栄養研究所

健栄研が保有している情報を公開し、積極的に活用できるように調整を行う。

② 医薬基盤研究所

基盤研が保有している核磁気共鳴装置（NMR）や電子顕微鏡といった装置を使用できるようにする。

③ 吹田商工会議所

会員企業間の技術的な連携を促進し、促進につながるニーズとシーズのマッチングを図り、関連支援機関と連携して産業振興に取り組んでいる。

④ 摂津市商工会

関係機関と連携し、地場企業との技術交流及び企業間連携を促進するため、各種交流会を通じて、新たなビジネス創出を支援する。

⑤ （一社）健都共創推進機構

健都の総合窓口としての中心的機能を担い、産学官民連携での実証検討等の企画・運営や、健都ヘルスサポーター制度の運営、ライフサイエンスに関する研究開発や産学官連携の推進及び支援と情報発信に係る相談を受け付ける等、健都・北大阪でのオープンイノベーションによるクラスター形成と研究成果の社会実装の推進による健康まちづくりの支援に取り組んでいる。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど

防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実にを行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「大阪府吹田市・摂津市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。